

計画書

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第33条第1項の規定により、山手西地区緑の保全地区を次のとおり指定する。

名 称	山手西地区緑の保全地区
所 在 地	三条町の一部（別図のとおり） (参考)三条町 9番1～288番9 山芦屋町の一部（別図のとおり） (参考)山芦屋町 40番～157番5
地 区 面 積	約 26.4 ha
緑化基準	緑化基準は、次のとおりとする。ただし、芦屋市住みよいまちづくり条例（平成12年芦屋市条例第16号）第2条第6号に規定する特定建築物は除く。 (1) 緑地面積の敷地面積に対する割合 1) 敷地面積500平方メートル以上の敷地は、20パーセント以上とする。 2) 敷地面積500平方メートル未満170平方メートル以上の敷地は、15パーセント以上とする。 3) 敷地面積170平方メートル未満100平方メートル以上の敷地は、10パーセント以上とする。 (2) 緑地に植栽する樹木の基準 1) 緑地に植栽する樹木の基準は、10平方メートル当たり6本以上とし、うち高木（植栽時3.5m以上）を最低1本又は中木（植栽時1.5m以上）を最低2本植える。 2) 既存の樹木は、できるだけ残すように計画する。 3) 既存樹木で幹周1.0m以上（地上1.5mにおける）の樹木又は植栽時5.0mを超える樹木は、1本につき高木2本とみなす。
指 定 理 由	本市は、六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ、自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅都市として発展してきた。 当地区は、本市を代表する住宅地であり、第3種風致地区に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。 今後も、この緑ゆたかな優れた環境を保全するため、「緑の保全地区」に指定する。

